

公 安 委 員 会

説明資料No. 1

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」等に対する意見の募集について

平成30年1月18日

給与厚生課

1 意見募集の趣旨

- 平成29年7月、警察庁で開催した「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」において、親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について、提言が取りまとめられた。
- 同提言を踏まえ、今般、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則」等の改正を予定しているところ、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 意見募集の期間

平成30年1月22日（月）から平成30年2月20日（火）までの間

3 改正案の主な内容

(1) 犯罪被害給付制度関係

ア 親族間犯罪における減額・不支給事由の見直し

(ア) 段階的支給額設定の簡素化

諸々の事情の有無を段階的に認定することによって支給額を決定する現行の仕組みを簡素化し、単に、犯罪行為時、親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等には、当該親族関係を理由とした支給制限を行わないこととする。

(イ) 18歳未満の者に対する給付の特例

- 犯罪行為時18歳未満であった者が犯罪被害者等給付金を受給する立場にあるときは、その者と加害者との間の親族関係を理由とした支給制限を行わないこととする。
- 犯罪行為時18歳未満であって、犯罪被害者に監護されていた者が遺族給付金を受給する立場にあるときは、犯罪被害者と加害者との間の親族関係を理由とした支給制限についても、3分の1減額（密接な関係にある他人間の減額と同程度）にとどめることとする。

(ウ) 親族の区分類型の合理化

- 同居の兄弟姉妹間（現行不支給）については、別居の兄弟姉妹間と同じく、3分の2減額の類型とする。
- 四親等以上の親族関係間については、親族関係を理由として支給制限を行う類型から外すこととする。

イ 申請書類等の整備

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令」の改正により8歳未満の生計維持関係遺族が含まれている場合の支給額が拡充されるところ、申請者以外に8歳未満の生計維持関係遺族がいる場合には、申請時、その者の生年月日を証明することができる書類を添付しなければならないこととする。

(2) 国外犯罪被害弔慰金等支給制度関係

上記に倣い、不支給事由等の改正を行うこととする。

4 改正後の規則の施行期日

平成30年4月1日（予定）

公安委員会 説明資料No. 2	三代目福博会及び松葉会の指定の 確認について	平成30年1月18日 組織犯罪対策企画課
------------------------------	---------------------------	-------------------------

1 概要

平成29年11月17日に、福岡県及び東京都の各公安委員会から次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

- (1) 三代目福博会 (主たる事務所:福岡県、代表する者:金寅純、構成員:約130人)
- (2) 松葉会 (主たる事務所:東京都、代表する者:荻野義朗、構成員:約460人)

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

以下を踏まえ、各団体は、資金獲得活動のため、各団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

ア 威力を利用した資金獲得活動

前回指定の効力発生日（平成27年2月10日）以降、各団体の暴力団員は、それぞれの団体の威力を利用した資金獲得活動を行い、恐喝等により検挙され、又は不当贈与要求行為等により中止命令を受けている。

イ 審査専門委員の意見

いずれの審査専門委員からも、各団体が実質目的要件を満たす旨の意見が提出された。

(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

各団体は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。

3 今後の予定

- 1月18日 各公安委員会へ確認結果通知書を送付
- 1月22日の週 各公安委員会において指定
- 2月5日 各団体の官報公示、各団体へ指定通知書を送達
- 2月10日 各団体の指定の効力発生

1 刑法犯認知・検挙状況

	H29	H28	増減数	増減率 (%)
認知件数	915,111	996,120	-81,009	-8.1
検挙件数	327,105	337,066	-9,961	-3.0
検挙人員	215,063	226,376	-11,313	-5.0
うち少年の検挙人員	27,324	31,995	-4,671	-14.6
うち65歳以上の検挙人員	46,264	46,977	-713	-1.5
検挙率 (%)	35.7	33.8	1.9 ポイント	

※ 検挙人員の年齢は、犯行時の年齢による。

2 主な特徴点（別紙参照）

(1) 認知状況

- 平成29年における刑法犯の認知件数は91.5万件で、戦後最少であった28年（99.6万件）を更に下回った。
- 人口（※）千人当たりの刑法犯の認知件数は7.2件で、戦後最少であった28年（7.8件）を更に下回った。
- 略取誘拐・人身売買及び殺人を除き、重要犯罪を構成する罪種の認知件数は、過去5年間で減少傾向にあり、特に、強盗は過去5年間で44.3%減少した。
- 認知件数の7割以上を占める窃盗犯は65.6万件で、過去5年間で33.2%減少した。
- 一方、詐欺については増加傾向にあり、その内訳をみると、振り込め詐欺の手口の一つである架空請求詐欺は、過去5年間で約3.8倍となつた。

※ 人口は、平成28、29年ともに総務省人口推計による平成28年10月1日現在の総人口。

(2) 検挙状況

- 刑法犯、重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙率は、いずれも平成10年代半ば以降上昇傾向にあり、平成29年も同様であった。
 - 重要犯罪の検挙率は、平成10年以来19年ぶりに8割を超えた（80.3%）。また、重要窃盗犯の検挙率は約6割（55.3%）であった。
 - 主たる被疑者特定の端緒のうち、防犯カメラ等の画像が占める割合は7.8%であった（前年比+1.9ポイント）。
- 重要犯罪及び重要窃盗犯のうち、特にひったくり（30.4%）、略取誘拐・人身売買（18.8%）及びすり（18.7%）において、その割合が高かつた。

公 安 委 員 会

説明資料No.

4

鳥インフルエンザへの対応状況について

平成30年1月18日

課
地
警
交
備
通
域
企
規
画
制
課

1 発生状況

平成30年1月10日、香川県さぬき市の家きん農場（飼養羽数：肉用鶏約51,000羽）で死亡羽数の増加が確認され、翌11日遺伝子検査の結果陽性を確認、農林水産省で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（H5亜型：高病原性。関連農場の肉用鶏約40,000羽と合わせて約91,000羽）と判定された。

2 政府等の対応

- ・ 政府は1月11日午後10時35分、総理官邸内危機管理センターに情報連絡室を設置
 - ・ 1月12日午前9時00分、鳥インフルエンザ関係閣僚会議を開催
 - ・ 同 日午前10時00分、鳥インフルエンザ関係省庁連絡会議を開催
- ※ 香川県は1月11日、移動制限区域（～3km）及び搬出制限区域（3～10km）を設定

3 警察の対応（1月17日現在）

(1) 警察庁の対応

- 1月11日午後10時47分、地域課長を長とする「警察庁対策室」を設置。
- 各都道府県警察に対し、防疫措置の支援、交通規制等の諸対策の実施について指示

(2) 香川県警察の対応

- 1月11日、香川県警察本部長を長とする「香川県警察鳥インフルエンザ対策本部」を設置
- 発生農場付近通行制限区域における固定警戒を実施（1月11・12日、延べ警察官33人）
- 消毒ポイント10か所への流動及び立ち寄り警戒を実施（1月11日～、延べ警察官120人）

(3) 徳島県警察の対応

- 1月11日、徳島県警察本部生活安全部地域課長を長とする「徳島県警察鳥インフルエンザ連絡室」を設置
- 消毒ポイント5か所における固定警戒等を実施（1月12～14日、延べ警察官90人）
- 消毒ポイント5か所への流動及び立ち寄り警戒を実施（1月15日～、延べ警察官60人）